

## 行個法・独個法の改正に向けた考え方（検討案）

## ＜法令等略称＞

- 「基本法」：個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）
- 「基本法改正案」：個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（平成 27 年閣法 34 号（3 月 10 日閣議決定））
- 「新個人情報保護法」：基本法改正案による改正後の基本法
- 「行個法」：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 58 号）
- 「独個法」：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 59 号）
- 「行開法」：行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律 42 号）
- 「独開法」：独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律 140 号）

## I 改正の目的、独法等の取扱い

## 【基本法の改正と公的部門法制の改正の検討】

## ○民間部門における匿名加工情報の仕組み導入の背景

## （社会経済的背景）

- ・基本法及び行個法・独個法の制定（平成 15 年）以降、情報通信技術が飛躍的に進展し、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析が可能となり、また、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献することが期待されるようになってきている。パーソナルデータについても、高度な情報通信技術を用いた方法により、本人の利益のみならず公益のために利活用することが可能となっており、その利用価値は高いと指摘されている。
  - ・しかし同時に、個人に関する情報については、制度上又は社会的に利活用が許容されるのか不明確な点が生じ、悪用に対する消費者の懸念、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じていると言われている。このため、個人の権利利益の侵害を未然に防止しつつ、国民の安全・安心の向上と新産業・新サービスの創出のための利活用を実現するための仕組みの導入が求められている。
- また、企業活動がグローバル化する中、情報通信技術の進展により国境を越えた情報の流通が極めて容易になってきており、国際的な調和を図る必要が生じている。

## （基本法改正案の概要）

- ・以上を背景に、現在国会審議中の基本法改正案には、次の内容が盛り込まれている。
  - －「個人情報」の定義を見直し（「個人識別符号」の追加）、その範囲を明確にすること。
  - －本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように、人種、信条、社会的身分、病歴等が含まれる個人情報（「要配慮個人情報」）の取扱いについての規定を整備すること。

- 個人情報加工することにより安全な形で利活用できるようにする「匿名加工情報」の取扱いに係る規律を定めること。
- これら個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置すること（特定個人情報保護委員会を改組）。

## ○行個法・独個法の改正

### （基本法と公的部門法制の関係）

- ・ 基本法は、官民を通じた個人情報保護の「基本法制」に当たる部分（1～3章）と民間部門の一般法制に当たる部分（4～6章）で構成されている。公的部門については、基本法6条にいう「個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護の確保を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報」を保護するため「必要な法制上の措置」として、別に行個法及び独個法が制定されている。
- ・ 基本法を始めとする現行個人情報保護法制の大綱を示した「個人情報保護基本法制に関する大綱」（平成12年10月1日情報通信技術（IT）戦略本部個人情報保護法制化専門委員会）では、公的部門の法制に求められることとして、次の点を挙げている。
  - i) 「政府と国民との間においては、行政に対する国民の信頼を一層確保することが求められて」いること。
  - ii) 「私人間においては、企業活動における営業の自由等との調整が問題となる」のに対し、公的部門については「法律による行政の下に国民一般の利益との調整が重要である」こと。
  - iii) 「特に、行政機関における個人情報の取扱いに当たっては、法令に基づく厳格な保護管理の下に置かれるよう、特別な配慮が必要」であること。
- ・ 以上の指摘は、これまでの当研究会の検討において、行政機関等の保有する個人情報には、取得プロセスにおける義務性・権力性が高いものや、秘匿性が高いものが多く、その厳格な取扱いが求められるとしてきたことと、軌を一にしている。
- ・ したがって、今般、行個法・独個法の改正を検討するに当たっては、基本法6条との関係においても、行政機関の保有する個人情報の取得プロセス等の特質を踏まえ、行政に対する国民の信頼の確保を図りつつ、国民一般の利益との調整に支障を来すことのないよう留意して行う必要がある。

### （行個法・独個法の法目的）

- ・ 法改正には、改正対象の法律の制定目的に立ち返った検討が必要となる。行個法・独個法は、「行政（又は独立行政法人等の事務及び事業）の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としている（行個法・独個法各1条）。両法の改正については、こうした法目的に留意しつつ検討する必要がある。

### （行個法・独個法の改正の検討項目）

- ・ 以上の諸点に留意しつつ、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い及び匿名加工情報の取扱い等について、行個法・独個法において必要な改正点についての検討を行うこととする。

## 【公的部門法制における独法等の扱い】

### ○公的部門法制と独個法の位置付け

#### （独法制度）

- ・独立行政法人は、行政機関ではないが、「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を実施する法人である（独立行政法人通則法（平成 11 年法律 103 号）2 条）。独立行政法人及び一部の特殊法人等については、「政府の一部を構成すると見られる法人」という整理がなされ、それら法人の保有する個人情報の保護に関し、独個法が制定されている。
- ・公的部門の個人情報保護法制として行個法及び独個法が設けられているのと同様に、情報公開法制についても、行開法と独開法が設けられている。独開法においても、「政府の一部を構成すると見られる法人」を対象とするという考え方が採られており、独個法と独開法の対象法人は、原則一致している（注）。

（注）以下、本文では、両法の対象法人を「独法等」という。

#### （行個法・独個法の規律内容の同等性）

- ・現行行個法と独個法の大綱を示した「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について－電子政府の個人情報保護－」（平成 13 年 10 月 26 日行政機関等個人情報保護法制研究会）では、独個法は「政府の一部を構成すると見られる法人を対象とすることから、基本的には行政機関法制と同様の制度とする」とされた。これを受けて、独個法には、基本的に行個法と同一の制度が導入されている。
- ・ただし、「制度の具体化に当たっては、独立行政法人等が、国とは別の法人格を与えられている趣旨にかんがみ、その業務の運営に支障を来さないよう配慮する」とされた。独個法と行個法の主な規定の違いは、次のとおりである。

- －行政機関における個人情報の取得が、適法かつ適正な手続によらなければならないことが当然に要請されるのに対し、独法等及びその職員については、必ずしも行政機関と同様の規範があるわけではないことから、個人情報の適正な取得に関する規定を設けていること（独個法 5 条）。
- －法運用の統一性等の判断を、第一次的には対象法人の自己責任と自律性に委ねる観点から、個人情報ファイルを保有しようとする場合の総務大臣に対する事前通知の制度が設けられていないこと。
- －同様の趣旨から、開示請求の手数料の額は、各独立行政法人等が行個法の手数料の額を参酌して定めることとしていること（同 26 条 2 項）。
- －同様の趣旨から、総務大臣による資料の提出及び説明の要求並びに意見の陳述の規定が設けられていないこと。

## ○独法等の扱い

### (基本的な考え方)

- ・今回の改正において、独法等について、一部の独法等やその業務を公的部門から切り出して民間部門と同様の取扱いにすべきとの考え方もあるが、次の理由から、現行の独法等の情報の取扱いを変更する必要はないものと考えられる（のではないか）。

- i) 行個法・独個法を含め情報の取扱いを規律する法律においては、情報の種類や内容が極めて多様であり、それらにより取扱いを変えることが困難であるため、行政機関、独法等、民間、又は地方公共団体といった組織類型ごとに取扱いを規定するという法制をとっている。今回の改正に当たっても、個別の独法等や情報の種類によって法制上の扱いを変えることは難しい。
- ii) 独法等は、主務大臣がいるなど行政機関とは位置付けが異なる面があるものの、行政機関と同じく政府の一部を構成すると見られる組織と位置付けられている。このため、独個法は行個法とは別法になっているものの、国民の信頼を確保するため、基本的に行個法に準じた内容となっている（注）。

（注）最近の事案を見ても、独法等は、政府の一部を構成するものとして、国民の信頼確保が強く求められていることは明らかであるように思われる。

- ・独個法と独開法は、いずれも「政府の一部を構成すると見られる法人」を対象としており、また、独個法の保護対象の個人情報の範囲は、独開法上の不開示情報である個人情報の範囲と整合が図られている。そこで、仮に一部の独法等を独個法の適用対象から外すのであれば、それらを独開法の適用対象から外せるかどうかを別途検討する必要が生じる。その場合、情報公開の推進の観点（すなわち、公的部門における運営の透明性の確保の観点）から、それらの法人の保有する情報を開示請求から外すことについての検討が必要となるものと考えられる。

（注）上記の平成 13 年 10 月 26 日の行政機関等個人情報保護法制研究会の報告書では、「個人情報」の定義に関して、「現行の行政機関法では、識別容易性を要件としているが、行政機関が保有する個人情報については、情報公開法と同様に、その識別性の判断に特段の容易性を求めないこととする」としている。

また、行個法立案時の考え方を整理した資料（平成 15 年 7 月総務省）は、次のとおり理由を整理している。

「対象範囲の拡大に伴い、対象となる個人に関する情報の性質及び内容も、照合の対象となる他の情報の範囲も千差万別となる。このため、照合可能な情報の範囲を容易に入手可能な情報に限定してしまうと、情報の性質や内容によっては、個人の権利利益保護に欠ける場面も想定され、適当でない」。

「情報公開法では、個人に関する情報を不開示情報とし、その範囲について、「…当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等に特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）…」としており（第 5 条第 1 号）、照合容易性を要件としていない。開示・不開示の判断に当たっての両法制の運用の統一性を図る観点からは、個人情報の範囲を同様にしておくことが望ましい」。

（官民でのルール形成や運用による対応）

- ・他方、独個法を行個法に準じた内容にしたとしても、その枠組みを前提として、例えば匿名加工情報について自主規制ルールを踏まえた官民共同でのルール策定を行っていく中で、必要に応じ各独法等の業務内容に応じた対応をすることは可能であり、また、公的部門が保有する情報内容等の多様性を踏まえれば、そのような努力が重要となるものと考えられる。

（公的部門への位置付け）

- ・以上を踏まえると、独法等については、これを行政機関と同じ公的部門に位置付け、独個法には行個法に準じた規定を設けるとの扱いにすることが適当であると考えられる（のではないか）。その上で、独個法（及び行個法）及びその下で、官民共同でルール策定を行うこと等の運用の仕組みを運用面を含めて工夫することにより、官民共通での匿名加工情報の利活用等にも対応することが適当であると考えられる（注）。

（注）官民共同でのルール策定等は、官民共通での匿名加工情報の利活用の観点からは、独個法の下での独法等のみならず、行個法の下での行政機関等にとっても重要な取組となる。

## Ⅱ 個人情報の定義の明確化

### (基本法改正案の背景・概要)

- ・ 現行基本法における個人情報の定義（2条）は、「…特定の個人を識別することができるもの」として言わば社会通念に基づき判断されるものとなっている。また、同条かつこ書は、その情報からは特定の個人を識別することができないものであっても「容易照合性」があれば個人情報に該当するとしており、個人情報該当性が事業者ごとに判断される場合があり得る。このため、情報を受け取る民間事業者の判断にも限界があるものとなっており、加えて、情報通信技術の発展に伴い用いられるようになった多種多様な情報が個人情報に該当するのかどうか分かりにくいという事態も生じている。
- ・ 以上を踏まえ、基本法改正案では、指紋データ、旅券番号等が含まれる情報を「個人識別符号」(注)と定義し、これが含まれる情報が個人情報に当たることを明らかにすることとしている（新個人情報保護法2条1、2項）。

(注) 新個人情報保護法における個人識別符号の定義  
(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一・二 (略)

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3～5 (略)

### (行個法・独個法における対応)

- ・ 行個法・独個法は、特定個人の識別に関し、「情報単体による識別」については、基本法と同じ規定振りとなっている。他方、「他の情報との照合」による識別については、基本法と異なり、照合の容易性を要件とせず、厳格な保護を図っている。
- ・ 基本法改正案における個人情報の定義の改正は、行個法・独個法にも共通する情報単体による特定個人の識別に関し、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号がこれに該当することを明確化するものである。このため、行個法・独個法についても、同様に改正を行う必要があると考えられる（のではないか）。
- ・ 行個法・独個法において、個人情報の定義を明確化することは、分かりやすさという点で個人情報の本人である国民にとってのメリットが存在する。また、個人情報を取り扱う行政機関及び独法等においても明確化のメリットがあると考えられる。

### Ⅲ 要配慮個人情報の取扱いに関する規定の整備

#### (基本法改正案の背景・概要)

- 基本法の制定時、地方自治体の条例や諸外国の法の中には人種、思想・信条等に係る情報の収集を制限する規定を設けているものもあり、国際的整合性からセンシティブな情報について特別の規定を設けるべきとの指摘があったものの、そうした情報を典型的に定義することは困難であること、OECD理事会勧告の解説メモランダムにおいてもセンシティブ情報を定義するのは不可能とされており、現に規定を設けていない国もみられたことから、現行基本法では、一律に類型化して規定することは行っていない。
- しかしながら、多くの条例や各省の定めるガイドラインで一定の個人情報について特別の取扱いが定められ、海外でも法律で定められている例が多い。国際的にも整合のとれた規律を設ける必要があることから、基本法改正案では、本人の「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を「要配慮個人情報」と定義している（新個人情報保護法2条3項）。
- 具体的には、基本法の定める民間法制においては、個人情報の取得そのものについて同意を要することとはしておらず、また、あらかじめ本人の同意を得ずに行う第三者提供（オプトアウト）の規定（基本法23条2項）があるところ、本人が差別的取扱いを受けることを防止するため、要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得することを原則禁止し（新個人情報保護法17条2項）、また、オプトアウトの対象から除外することとされている（23条2項）。

#### (行個法・独個法における対応の考え方)

- 行個法・独個法の制定時においては、センシティブ情報をあらかじめ典型的に定義することは困難であること（基本法で定義を見送ったと同じ理由）に加え、次のような理由から、規定は置かれなかった。

- 行政機関の場合には、適正かつ公正な行政の執行に不可欠なものとして取得・利用しなければならない場合があること。
- 行個法の場合、民間法制と異なり、そもそもオプトアウトの規定は置かれていないこと。
- 行個法は、行政機関に対し、個人情報の保有、安全確保、目的外利用・提供について、厳格な規律を設けていること。
  - ▶ 保有を法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限定し、かつ、利用目的の達成に必要な範囲を超えての保有を禁止すること（3条）。
  - ▶ 安全確保の措置を講ずる義務を委託先にも課すこと（6条）。
  - ▶ 目的外利用・提供を原則として禁止し、例外的に利用・提供可能な場合についても相当の理由等を要すること（8条）。
- さらに、第三者による事後救済についての判断、透明性確保のための仕組みなど事前・事後の手続的な規律が設けられていること。

- ▶ 個人情報の取扱いの透明性を高めて適正な取扱いを確保するため、個人情報の個人情報ファイルごとの管理や総務大臣への事前通知を義務付け、また自己の個人情報の利用実態をよりの確に認識可能とするため、利用目的、記録項目等の公表義務を課すこと（2条4項、10条及び11条）。
- ▶ 利用停止請求等に関する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務を課すこと（42条）。
- ▶ 制度所管大臣による行政機関に対する説明要求、意見陳述、法施行状況の公表（50条、51条及び49条）。

（注）制度所管大臣による説明要求、意見陳述を除き、独個法の仕組みもほぼ同内容である。

- ・ 以上のとおり、行政機関等の場合には、要配慮個人情報であっても、それを取得・利用することが法律に基づく行政の適正な執行のため必要な場合がある。また、そもそも行個法・独個法にはオプトアウト規定が存在しないため、改正により基本法と同様の措置をとることはできない。加えて、行個法・独個法の施行以来、利用停止請求等に関する不服申立てについて第三者である情報公開・個人情報保護審査会が審査し、救済について判断を行う手続が導入・定着し、機能してきていること、透明性確保のための仕組みも円滑に施行されていること等に鑑みると、公的部門においては、要配慮個人情報について、引き続き現行制度の厳格な運営を図ることにより適切に取り扱っていくことが基本となる（のではないか）。
- ・ 一方、新個人情報保護法において要配慮個人情報が類型化して規定されることを踏まえると、公的部門法制の規定の運営に当たっても特段の配慮をすることが適当である。個人情報の本人にとって不当な差別又は偏見が生じないように配慮することが規定趣旨であるから、そのためには、公的部門の場合、その保有する個人情報の中に要配慮個人情報が含まれるかどうかについて一層の透明性の向上を図り、国民の目から見て分かりやすくすることが重要となる。  
具体的には、現行制度上、透明性の確保の仕組みとして、個人情報ファイルの事前通知（行政機関のみ）、個人情報ファイル簿の公表、施行状況の公表等があり、これらの仕組みに関連し、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識し得るようになることが考えられる（のではないか）。



## IV 公的部門の匿名加工情報の在り方

### 【基本的な考え方】

#### ○基本法改正案における匿名加工情報

##### （匿名加工情報の仕組み導入の背景）

- ・個人に関するデータの有用性が高まる中、個人情報の保護を図りながらその有効な利活用を図っていくことが必要となっている。この点については、現行基本法の下では、そもそも個人情報に該当しない個人に関する情報のみならず、個人情報を加工して個人情報でないものとするれば、個人情報保護法の保護対象ではなく、本人の同意を得ることなく、利用・提供することは法律上問題ない。しかし、具体的に個人情報をどのような情報に加工すればそのような提供が可能なのか明らかではないこともあり、事業者としては、社会的批判を懸念して利活用を躊躇する状況があるとの指摘がある。

##### （民間部門における匿名加工情報の概要）

- ・このため、基本法改正案では、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した個人に関する情報であつて、かつ、その個人情報を復元できないようにしたもの」を「匿名加工情報」と定義し（2条9項）、適切な加工、識別行為の禁止等の匿名加工情報の取扱いに関する規律を整備することとしている（36条～39条）。

#### ○公的部門における匿名加工情報の仕組みの導入

##### （匿名加工情報の仕組みを導入する趣旨）

- ・行個法・独個法においても、特定個人を識別できないように加工して個人情報でないものとするれば、そのような情報について特段の規律は設けられていないため、利用・提供することは法律上問題ない。そうした中で、今般、基本法に匿名加工情報の仕組みを導入し、規定を整備することとされた趣旨を踏まえると、公的部門が保有する個人情報についても、匿名加工情報の仕組みを導入し、官民を通じて匿名加工情報の利活用を図っていくことにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することが期待されるのではないか。

##### （基本法改正案附則）

- ・基本法改正案附則12条1項においても、行政機関等の保有する個人情報を用いて作成される匿名加工情報について、民間部門の匿名加工情報と併せてこれらの「円滑かつ迅速な利用を促進する観点から…検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされている。

#### ○保護、利活用、行政の適正な運営

##### （行個法・独個法の法目的と行政の適正かつ円滑な運営）

- ・前述のとおり、公的部門に匿名加工情報の仕組みを導入する検討を行うに当たっては、行個法・独個法が基本法と別法制とされていること、法目的に違いがあること等を踏ま

える必要がある（「行個法・独個法の法目的を踏まえた検討」参照）。すなわち、行個法・独個法への匿名加工情報の導入は、これらの法律による個人の権利利益の保護や行政の適正かつ円滑な運営に十分配慮して仕組みを検討する必要がある。

#### （行政機関等における匿名加工情報の提供の動機）

- ・ 行政機関等が匿名加工情報を提供する場合、当該行政機関等の所掌事務の範囲内の活動として行われなければならない（注）。また、行政機関等は、民間事業者と異なり、営利を目的として匿名加工情報を提供することはない。したがって、検討に当たっては、民間事業者側に単に商業利用等のニーズがあるからといって、多くの場合、それだけで行政機関等が匿名加工情報を提供することにはならないことに留意して仕組みを検討する必要がある。

（注）「行政機関は、個人情報保有に当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」（行個法3条1項）。独個法3条1項もほぼ同旨

### 【行個法・独個法における匿名加工情報】

#### ○匿名加工情報の性質及び規律の整備の考え方

##### （基本法改正案における匿名加工情報の定義・性質）

- ・ 基本法改正案では、匿名加工情報は、通常人を基準として、特定の個人を識別することができず、作成に用いた個人情報を復元することができないように加工したものである（2条9項柱書き）。元となる個人情報から、記述等の一部を削除・置換することと（同項1号）、「個人識別符号」を削除すること（同項2号）、そして復元することができないようにすること等の適正な加工を施すとともに、加工方法の秘匿、アクセス制限（36条2項）を設けることによって、匿名加工情報とその元となる個人情報との対応関係が曖昧化した状態となり、凡そ照合の手段が無くなったものとなっている。そして、これらの措置に加えて、実際に個人情報に係る本人を識別することは禁止されている（36条5項、38項）。このような制度的な担保の下、作成の元となった個人情報を通常の業務における一般的な方法で照合することができる状態にあるとは言えないことから、匿名加工情報は「個人情報ではないもの」と整理されている。
- ・ 行個法・独個法における匿名加工情報の仕組みについても、基本法改正案におけるこのような整理を踏まえて検討する必要がある。

##### （匿名加工情報の構成についての考え方）

- ・ 新個人情報保護法における匿名加工情報と行個法・独個法における匿名加工情報が、国民の間で相互に流通し、匿名加工情報の円滑な利活用が行われるようにするためには、新個人情報保護法において匿名加工情報とされる情報と同種類の情報は、行個法・独個法においても基本的に匿名加工情報とすることができるようにしておくことが望ましいと考えられる（のではないか）。

- ・そうすると、新個人情報保護法の匿名加工情報が個人識別性・復元性の無いように加工された非・個人情報とされ、提供され利活用されても個人の権利利益に支障が生じないように構成されたことを踏まえると、行個法・独個法における匿名加工情報も同様の考え方による仕組みをとり得ると考えられる（のではないか）。
- ・なお、このように考えた場合、新個人情報保護法と行個法・独個法においては、元となる個人情報の範囲に違いはあるものの、作成された匿名加工情報については、新個人情報保護法の匿名加工情報が識別性・復元性の無い情報とされ（注）、行個法・独個法も同様の考え方による仕組みをとれば、同じ範囲のものであると言えるのではないか。

（注）現行基本法においては、個人情報該当性の判断について、「特定の個人を識別することができる」ものか否かについては通常人を基準としつつ、「容易照合性」の要件については、提供元における基準によっている。新個人情報保護法では、流通を前提とする仕組みである匿名加工情報については、通常人を基準とするとされている。

## 【匿名加工情報の提供の考え方】

### ○匿名加工情報の対象となる情報の範囲

#### （公的部門における対象情報の考え方）

- ・基本法改正案では、匿名加工情報の導入を含む今般の法改正の理由について、「個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、…当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規定を定め」としている（同法案理由）。
- ・公的部門の特性を踏まえれば、公的部門に匿名加工情報の仕組みを導入する際には、行政機関等が保有する情報の民間利用等を推進するという観点とともに、行政の適正かつ円滑な運営等に支障が生じる情報が提供されないようにするという観点にも留意して仕組みを検討する必要がある。匿名加工情報として提供可能な情報の範囲を検討する際に、提供により支障が生じ得る情報についてどのように考えるべきか。

#### （行政機関等の事務事業に支障の生じるおそれがある場合）

- ・行政機関の保有する個人情報ファイルには、国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査等のために作成するものなど、匿名加工情報に加工したとしても存在自体を明らかにすることが適当でないものや、外部に知られることにより保有目的である本来の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある内容が記録されているもの（例：税務調査等の調査や検査の手の内情報に係る記録項目）もある。
- ・また、情報の内容、利用目的たる事務の性質、取得の態様等によっては、新個人情報保護法の規律が及ばない非事業者（注）が行政機関等の作成にかかる匿名加工情報を取り扱うことにより、保有目的たる事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合も想定される。

（注）新個人情報保護法の各種規律は、民間事業者（個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者に対して課されている（法4章1節及び2節））。

- ・このため、匿名加工情報を提供することにより本来の利用目的たる事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、提供を禁止する必要があると考えられる（のではないか）。そして、このような場合は提供が不相当であることが明白であるため、後述のとおり、匿名加工情報の提供の可否が行政機関の長等の判断による仕組みを採るとしても、提供の禁止を法律に明記する必要があると考えられる（のではないか）。
- ・なお、提供できない情報をリスト化して規定すること（ネガティブリスト方式）については、研究会では、i) 行政を規律するという建付けからは、裁量の範囲を限定するネガティブリストをつくることになるのではないか、ii) ネガティブリスト又はポジティブリストのいずれで規定するのかは、法制的な整合性や運用上の手間で判断すべき問題ではないかといった意見が述べられた。

### （「①・②情報」について）

- ・匿名加工情報そのものではなく、その加工元の個人情報についてはあるが、「中間的な整理」における「③・④情報」（行政機関等が民間関係と同等の関係で取得・保有しているもの等）の考え方は、匿名加工情報の場合にも、提供可能な情報のメルクマールと考えられるか。同様に、「①・②情報」の考え方（取得プロセスの権力性・義務性があり、また本人にとって秘匿性の高いもの）は、提供になじまない情報のメルクマールであるかどうか（注）。

（注）「中間的な整理」（昨年 11 月公表）では、行政機関等が保有する個人情報について、事務局試案として下記①～④に分類した上で、利活用の対象とすることが適当である情報の範囲について検討を行った（なお、非・個人情報である「匿名加工情報」としてではなく、個人情報該当性のある「個人特定性低減データ」としての利活用を念頭に置いている）。概要以下のとおり。

#### 〔分類〕

- ①法令等に基づく調査や、法令違反等に関する（と想定される）個人情報に係るもの
- ②法令等に基づく申請・届出・許認可・定期報告等に基づき提出された（と想定される）個人情報に係るもの
- ③行政機関等が、サービスの提供主体、契約の一方当事者等となっている場合、その相手方としての個人の情報を管理するために保有していると考えられる個人情報ファイル
- ④その他（各種名簿、各種相談対応者情報ファイル、施設利用者、入館者等に係る情報ファイル等）

#### 〔利活用の適否の判断〕

- ①・② → 医療情報等を除き、基本的には対象から除外（取得プロセスの義務性・権力性が高く、本人にとっての秘匿性が高い情報を含む等のため）。ただし、将来的により詳細な類型化により利活用が図られる可能性あり。
- ③・④ → 各行政機関の長が、ニーズ、目的と個人の権利利益の保護を踏まえ提供の判断をすることが可能。

- ・この点、匿名加工情報が個人の権利利益に支障を及ぼさない非・個人情報であることに鑑みれば、元情報が「①・②情報」であっても、加工後業務に支障が生じなければ提供し得るし、支障が生じるのであれば提供はできないことになるのではないか。ただし、

加工後の情報を提供することに業務の支障が生じるような匿名加工情報の元情報の多くは①・②情報に当たるものという相関があるものと考えられるのではないか。

## ○自由流通による提供

### （民間部門における提供）

- ・個人情報保護法は、個人の権利利益が侵害されないように必要最低限の規律を設けるものである。民間部門における匿名加工情報を提供するか否かの判断は、事業者自らが行うものであり、実際の提供は事業者間における契約等によるべきものである。このため、基本法改正案では、提供に当たり必要な手続が規定されているが（37条）、流通（又は二次流通）を制限する規定は無い。ただし、事業者間の契約等によって、二次流通を制限することは認められる。

### （公的部門における提供）

- ・公的部門における匿名加工情報も、個人識別性・復元性の無い非・個人情報であれば、民間部門と同様に流通を制限する規定を置く必要は無いものと考えられる（のではないか）。なお、提供先との契約等により流通に制約を加えることももちろん可能である。
- ・ただし、今後実際に制度が運用されていく中で、例えば、行政機関等が作成・提供した匿名加工情報が民間事業者等に適切に取り扱われているかを行政機関等が把握する必要や、または逆に、行政機関等が民間事業者の匿名加工情報を制約なく収集するような事態に対処する必要が生じることも、否定することはできない（のではないか）。

この点、匿名加工情報は個人識別性・復元性を失われたものではあるものの、民間部門においても、業界や事業分野の特性を踏まえた詳細なルールについては、認定個人情報保護団体が自主規制ルールとして作成するよう努めるとされていること（新個人情報保護法 53条）を踏まえると、必要に応じ、行政機関等における自主規制やそれに基づく提供時における契約上の工夫についても検討することや、匿名加工情報の作成及び安全管理が的確に行われるよう配慮することが適当と考えられる（のではないか）。

## ○提供の判断の裁量性

### （提供の個別判断の必要性）

- ・以上のような匿名加工情報とその提供の仕組みを念頭に置けば、匿名加工情報の提供に当たっては、行政機関等の事務事業に支障が生じそもそも提供が不相当である場合を除き、提供が行政上の目的に資するかどうか等について、個別事案に即した判断が必要となる。
- ・民間部門においても、事業者同士の取引や契約により、提供の必要性や合理性に基づき提供の判断がなされることになる。

### （行政機関の長等の裁量による提供）

- ・個別事案に即した判断が必要であることに加え、民間部門においても事業者の取引や契約による経営上の判断に基づき提供の判断がなされることからすれば、行政機関等においても、匿名加工情報の提供の判断については、行政機関の長等の裁量による仕組みと

することが適当と考えられる。

- ・研究会では、関連して、以下の意見が述べられた。
  - i) 行政機関の長等の裁量に委ねる場合であっても、行政機関の長等が提供を萎縮しないような仕組みと運用上の工夫が必要ではないか。
  - ii) 行政機関の長等の裁量に問題が生じた場合（提供すべきものを提供しない場合や、逆に提供すべきでないものを提供した場合）に個人情報保護委員会又は総務大臣が関与し得る仕組みを検討しておくべきではないか。

## ○手数料

### （徴収の根拠及び額の設定）

- ・匿名加工情報の提供は、行政機関が行政目的に資するために行うものであるとすれば、そもそも手数料を取る理由が無いとの考え方もあり得る。  
しかしながら、匿名加工情報は利用目的に応じて加工の方法を検討し、個々の利用者ごとに行政機関等がカスタマイズして提供する仕組みであり、提供先ごとに一定のコストがかかるのであれば、手数料をとることが適切であると考えられる（のではないか）。
- ・手数料の額については、提供する匿名加工情報によってコストは区々であることから、実費を勘案して定めることが考えられるのではないか。
- ・独法等については、手数料の水準の設定について、法人の自主性を尊重して各法人が定めることとすることが適当であると考えられる（のではないか）。
- ・なお、仮に匿名加工情報として提供した後に、オープンデータとしての提供等を行う場合には、当初に利用の要求をした提供先からは手数料を取り、それ以外には無償で提供することになるが、その場合、当初の提供先からはその要望に応じた加工のコストがかかるという理由で手数料を取ることを適当か（どう考えるか）。
- ・また、オープンデータとしての提供など提供先を限定せずに提供する場合、研究会では、結果として「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（行開法 5 条 1 号イ）に該当することとなり、行開法の開示請求があった場合に開示されることになる可能性があり、少なくともそのような実務上の判断を想定しておく必要があるとの意見が述べられた。

## 【匿名加工情報に関する規律】

### ○公的部門の匿名加工情報に関する規律

#### （民間事業者に係る規律）

- ・基本法改正案では、「匿名加工情報取扱事業者等の義務」（36 条～39 条）として、匿名加工情報の作成等に係る個人情報取扱事業者の義務と、匿名加工情報の提供を受けた匿名加工情報取扱事業者の義務を規定している（後掲表中の左欄参照）。

#### （公的部門の規律）

- ・基本法改正案における匿名加工情報と公的部門における匿名加工情報が、官民間で相互

に流通し、全体として匿名加工情報の円滑な利活用が行われるようにするためには、公的部門の匿名加工情報についても、基準に従った加工、識別行為の禁止、安全管理措置等に関して基本法と同様の義務を掛ける必要がある（のではないか）。具体的には、行政機関等が匿名加工情報を作成・提供する場合は、基本法改正案 36 条各項に相当する規定を、提供を受ける場合については、基本法改正案 37 条～39 条に相当する規定を整備することが必要となるのではないか（後掲表中の右欄参照）。

- ・ただし、基本法と行個法・独個法とでは匿名加工情報の元となる個人情報の範囲が異なる（行個法・独個法には、他情報との照合に容易性の要件がない）こと、行個法・独個法では、行政又は公的部門の信頼性確保の観点から、基本法よりも個人情報を厳格に管理していること等の違いも踏まえると、基本法改正案 36～39 条に相当する規律を全く同様のものとするだけで足りるかどうか、検討が必要ではないか。

- ・例えば、前述のとおり、行政機関等の場合は事務事業に支障の生じるおそれがある場合の提供の禁止を規定する必要があるのではないか。

匿名加工情報の規律に関し、法令に定める所掌事務に基づき、行政を適切に執行するため、識別行為をする必要が生じるとした場合もあり得るのではないか。基本法改正案 36 条 5 項に対応する規定を公的部門ではどのようにするか。

行政機関等の場合、公的部門としての国民からの信頼性確保という観点から考えると、安全管理措置等が努力義務でよいのかなどについても検討が必要ではないか。

#### （請求権との関係）

- ・匿名加工情報が非・個人情報であるとしても、加工の元となる個人情報や、例えば加工が不十分であること等に起因して結果として「個人情報」（特定個人が識別可能な情報）が提供されたような場合、開示、訂正等及び利用停止等の請求権の適用関係はどう考えたらよいか。請求権の対象は、加工前の保有個人情報か、あるいは現に社会に提供されている状態にある「個人情報」か、それともそのいずれでもよいか。

いずれにしても、保有個人情報が加工されて提供されたものが実際に上記の問題を生じた場合、これらの請求権の対象（及び不服審査の対象）としないことは、行個法・独個法の体系上、個人情報の保護に欠けることになるのではないか。

- ・その場合、例えば、「利用」とは、元情報である個人情報を匿名加工したことを「利用」とみるのか。それとも現に提供されていること自体を「利用」とみるのか。
- ・これらの点に関して、法律上の関係を明確にするため、手当てをしておくことが必要と考えられる点はあるか。
- ・また、請求権が成り立つ場合には、これらの請求の結果の処分について不服があれば、不服申立の対象となると考えられる（ということによいか）。

#### （官民における加工の基準等）

- ・匿名加工情報が流通する場面を考えると、官民で同種共通の情報が利活用されているときには、基本的には同じ基準で加工されることになっている方が利活用しやすいと考えられるのではないか。あるいは、基本法改正案附則 12 条 1 項では、官民の匿名加工情報について、委員会が統一的かつ横断的な指導、助言等を行うことを含め検討するよう

求めているが、その場合、統一的な指導、助言の前提は、加工基準その他の規律が基本的に同様なものであることがなじむと考えられるのではないか。

以上のように考えると、公的部門の匿名加工情報の加工や安全管理の基準等についても、委員会が民間部門の匿名加工情報に定める基準等を踏まえ、基本的にはそれと同等な内容であるものが望ましいことになるか。

- 他方、民間部門についても、委員会の定める加工基準は最低限のものであって、実際には、認定個人情報保護団体が定める自主規制ルールが上乗せになり、加工、提供、利用がなされることになる（努力義務。新個人情報保護法 53 条）。とすれば、この自主規制ルールの内容も加味した上で、官民に適用されるルールが均衡の取れたものとなることが必要ではないか。公的部門についても、何らかの上乗せ部分について法律上又は運用上措置されることにより、官民間の均衡が確保されることになるか。この自主規制ルール相当部分についてどのように手当てしておくか。
- 仮に（上乗せ部分の自主規制ルールを除く）最低限の基準は、官民間問わず共通であると考えたとして、情報の自由流通が原則である民間部門を前提に定められる基準と、国民からの信頼確保が重要とされた公的部門について同じ内容で問題が生じないかは、基準（民間部門の基準は当初内容から改正されることがあり得る。）の内容を具体的に吟味した上で判断するか、そうでなければ法律上の仕組みの問題として理屈を整理しておく必要があるのではないか。
- また、民間部門の場合、契約自由を前提にすれば、業界ごと、個別事業者ごとに判断が異なることがあっても問題になることはないと考えられるが、公的部門の場合、行政機関ごと（A省、B省）、法人ごとにばらつきが生じるとした場合、信頼性の確保という観点からは国民はどうみるか。
- さらに、公的部門の基準の策定主体については、仮に委員会を策定主体とするなら、公的部門側から委員会に対して公的部門としての要請を伝えて反映させる仕組み等が必要になるか。また、仮に公的部門に属する主体（総務大臣、行政機関の長等）が公的部門の基準を策定するというのであれば、基本的な官民共通性を確保するためには、民間基準に準拠し、円滑な利活用に配慮するよう、公的部門の基準案について委員会の意見を求める手続等を考える必要があるか。



(表) 匿名加工情報について導入する規律の規定の検討

	基本法改正案 (民→民) (同案による改正後の基本法の条項)		新たに規律の整備が必要か	
	条項	規定内容	官→民	民→官
作成者に対する規律	36条 1項	委員会規則で定める基準に従い加工 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関等に対する規律として規定の整備が必要ではないか。</li> <li>・行政機関等の事務事業に支障の生じるおそれがある場合の提供の禁止を規定する必要があるのではないか。</li> <li>・5項については、正当な理由がある場合に適用除外とする必要があるか。</li> <li>・行政機関等の場合は安全管理措置等を義務化すべきではないか(6項関係)。</li> </ul>	<p>〔民間事業者が作成した匿名加工情報の提供先から行政機関等が除外されていないことから、特に規定を設けない限り、基本法の規定が適用されるのではないか。〕</p>
	2項	加工の方法等に関する情報の漏えい防止のための安全管理措置		
	3項	作成時に、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表		
	4項	提供時に、個人に関する情報の項目等を公表するとともに、提供先に匿名加工情報である旨を明示		
	5項	識別行為の禁止		
	6項	安全管理措置等(努力義務)		
提供を受けた者に対する規律	37条	提供時に、個人に関する情報の項目等を公表するとともに、提供先に匿名加工情報である旨を明示	<p>〔基本法では匿名加工情報の提供を受ける場合の規律について、当該匿名加工情報の作成者が誰かを限定していないため、特に規定を設けない限り、基本法の規定が適用されるのではないか。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関等に対する規律として規定の整備が必要ではないか。</li> <li>・官民の匿名加工情報はいずれも非・個人情報であり、同じ規律を課すべきではないか。</li> <li>・38条については、正当な理由がある場合に適用除外とする必要があるか。</li> </ul>
	38条	識別行為の禁止		
	39条	安全管理措置等(努力義務)		

(注) 委員会規則で定める加工の基準については、一般的・最低限の規律として、例えば次のような手法を定めることが想定されている。

- ・氏名の削除
- ・住所の市町村以下の削除
- ・生年月日の年代への置き換え
- ・ID等の識別子の削除
- ・匿名加工情報データベース等に含まれる複数者間のデータ値の入替え
- ・ノイズの付加

## ○官民連携共同でのルール形成の在り方

(ルール策定へのニーズ及び行政機関等の側の考え方の反映)

- 匿名加工情報が官民共同で利活用されることが具体的に想定されるような分野では、基本法及び行個法・独個法という法令が直接に定める規律に加えて、認定個人情報保護団体の自主規制ルールである個人情報保護指針の策定が期待されると考えられるのではないか。
- この点について、研究会では、以下のような意見が述べられた。
  - i) そのような分野では、公的部門も民間部門も総合する形で個人情報保護指針を作りたいというニーズがあるのではないか。
  - ii) 官民が連携共同して情報がしっかりフローする形でルールを作る際には、そのプロセスにおいて官の側の論理についてもしっかり反映されることが重要であり、そのためには、第三者機関や総務大臣の関与をどのように考えればよいか考えておくことが重要ではないか。
- なお、前出のとおり、行政機関等の側における自主規制ルールの設定についても検討が必要ではないか。

## V 匿名加工情報に係る規律の確保

### 【匿名加工情報に関する規律の確保】

#### ○匿名加工情報に係る規律確保の手段

##### （行政的監督手段と罰則）

- ・法令に規定した規律の遵守を民間主体に求める手段としては、一般に、行政的な監督手段によるものと、規律対象の組織又はそれらを構成する者に対する罰則という大きく二種の手段がある（注）。

（注）ほかに、「公表」といった手段もある。

- ・行政的な監督手段としては、一般に、事実関係の把握の手段である報告徴求や立入検査と、把握した事実関係に基づいて規定遵守等の法令等の遵守を求める指導、助言、勧告、命令といった手段が考えられる。また、これらの手段のうち、報告徴求や立入検査、命令については、その実効性確保のため、必要に応じ罰則で間接強制が掛けられることが想定され得る。

#### ○基本法改正案における民間事業者に対する規律の確保手段

##### （行政的監督手段）

- ・基本法改正案では、個人情報保護委員会は、民間事業者である「個人情報取扱事業者等」（匿名加工情報の作成元である「個人情報取扱事業者」及びその提供を受けて事業の用に供する「匿名加工情報取扱事業者」の両者を指す。）に対し、以下のような監督上の権能を有している。
  - i) 「報告」の徴求及び委員会の職員による「立入検査」（40条1項）
  - ii) 匿名加工情報の取扱いに関し必要な「指導及び助言」（41条）
  - iii) 関連規定に違反する場合に個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の「勧告」（42条1項）
  - iv) 正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき、勧告に係る措置をとるべきことの「命令」（42条2項）。一定の関連規定（加工基準、安全管理措置義務、情報項目公表義務、識別行為禁止）に違反する場合に個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるとき、当該違反行為の中止その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことの「命令」（42条3項）

##### （罰則）

- ・42条2項及び同3項の命令違反に対し、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」
- ・40条1項に対する虚偽報告、拒否等に対し、「30万円以下の罰金」

##### （事業所管大臣との関係）

- ・政令で定めるところにより、40条1項の「報告」徴求及び「立入検査」の権限を事業所

管大臣に委任できる。

- ・ 事業所管大臣は、違反行為があると認めるときその他個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、適当な措置をとるべきことを求めることができる（45条）。

## ○委員会による指導、助言等

### （「中間的な整理」における考え方）

- ・ 「中間的な整理（その2）」においては、公的部門への匿名加工情報の導入に当たっては、総務大臣は各行政機関に対して、現行行個法に基づく法施行状況の報告の求め、資料提出・説明要求、及び意見の陳述の求めの権限を引き続き持つとともに、本政策全体の推進、匿名加工情報の作成に関する基準の策定・運用等の機能、権限を付加することとされた。その上で、新たに設置される第三者機関が「民間部門におけるプライバシー保護に関する専門性、分野横断的立場での知見」を有する立場から、総務大臣に対し法執行状況の報告の求め、各行政機関への権限行使の求め及びその結果の報告の求めを行うことができることとされた。

（注1）「中間的な整理（その2）」（本年1月公表）では「匿名加工情報」との記述がされているが、実態としては「個人特定性低減データ」（個人情報に当たるもの）を対象とした取扱い等の検討結果を取りまとめている。

（注2）現行行個法における監督的手段等

- ・ 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（10条）
- ・ 施行状況調査(49条)
- ・ 行政機関の長に対する資料の提出及び説明の要求（50条）
- ・ 行政機関の長に対する意見の陳述（51条）
- ・ 行政機関の職員等に対する罰則（53～56条）

### （基本法改正案附則）

- ・ 基本法改正案では、それまで検討されていた「個人特定性低減データ」は個人情報に該当しない「匿名加工情報」に変更された。また、基本法改正案附則 12条1項においては、匿名加工情報について「円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせること」を含め検討することとされている。
- ・ 同附則の趣旨を踏まえ、公的部門における匿名加工情報についての規律（注）を担保するための監督の機能（「指導、助言等」）の在り方を検討する際には、行個法・独個法が「法律による行政の下に国民一般の利益との調整」を行う法制であるとの建て付けを踏まえると、行政機関等に対するのと民間の事業者等に対するのとを分けて、具体的に検討する必要があるのではないか。

（注）内容は、「公的部門の匿名加工情報に関する規律」及び（表）「匿名加工情報について導入する規律の規定の検討」を参照

- ・ 同附則の規定の趣旨を踏まえれば、基本法におけるのと同様に、基本的に委員会が公的部門の匿名加工情報の提供先である民間部門の事業者を監督することとし、また、その際の監督手段の内容としては、「基本法改正案における民間事業者に対する規律の確保

手段」にあるものと同様と考えることが適当ではないか。

- ・ただし、行政機関等に対する規律の確保手段としての監督（指導、助言等）の在り方を検討する際には、次のような点についての検討が必要ではないか。
  - －匿名加工情報の取扱いについて委員会が指導、助言等を行うこととする場合、個人情報についての従来の制度・体系との整合性についてどう考えるか。
  - －匿名化したものではあるが、外部提供の仕組みを前提とする匿名加工情報と、匿名化等の措置を施してはいるが、基本的には組織内部で利用される個人情報とを比較した場合の両者の保護の必要性の程度についてどのように考えるか。
  - －上記のバランスを踏まえた上で、委員会が行う「指導、助言等」の具体的な内容を検討する必要があるのではないか。
  - －仮に、基本法改正案附則の趣旨を踏まえて、委員会が行政機関等についても民間部門と同様に指導、助言等を行うとした場合、委員会の勧告、命令、立入検査といった強い権限は行政機関等には及び得るのか。

#### （罰則）

- ・民間部門において事業者間の自由な取引等に委員会が関与する場合とは異なり、公的部門から提供される匿名加工情報に関しては、行政機関等が法律を遵守して提供され、何らかの問題があった場合にも委員会が指摘をすれば是正されるのが前提と考えられているのではないか。以上を踏まえると、罰則の在り方を考えるに当たっても、民間部門と行政機関等とは別に考えることが適当か。
- ・行政機関等の法令違反・義務違反に対し、基本法における匿名加工情報取扱事業者等に対するのと同様に（p19 参照）、罰則による担保措置を課すことについてどう考えるか。他方で、行政機関は法令と所掌事務に従い行動するため、仮に命令及び命令違反に係る罰則を設けなかった場合には、個々の職員が不正に識別行為を行ったときの罰則（直接罰）を設けなくてよいか。

#### （官民における加工の基準等との関係）

- ・既に検討したとおり、公的部門の匿名加工情報の加工や安全管理の基準等については、委員会が民間部門の匿名加工情報に定める基準等を踏まえ、基本的には共通であるとしても、公的部門の特性、国民から信頼の確保、民間部門における自主規制ルールとの均衡等の要請を踏まえると、民間の基準そのままを適用してよいかどうかは検討の余地がある（のではないか）。  
そのように考えた場合、公的部門の匿名加工情報の提供を受けた民間事業者等に対する監督等の仕組みにどのような影響があり得るか。
- ・仮に官民で、匿名加工情報の加工や安全管理の基準等に違いがある場合、又はこれらの基準等の策定権者が分かれることとなった場合、公的部門の匿名加工情報に関する監督的手段等の根拠はどこに規定することが考えられるか。

（参考）新個人情報保護法では、委員会に監督権を基本的に一元化しつつ、政令で定めるところにより、「報告」及び「立入検査」の権限を事業所管大臣に委任する規定を設けている（44条）。また、事業所管大臣は、違反行為があると認めるときなどには、個人情報保護委員

会に対し適当な措置をとるべきことを求めることができる（45条）。

## ○公的部門の匿名加工情報の提供先となる事業者等の監督

### （委員会への情報集約等）

- 基本法改正案附則を踏まえれば、公的部門の匿名加工情報の取扱いに関し、委員会が民間事業者の監督を行うものと考えられるが、そのためには、行政機関等が匿名加工情報を民間事業者に提供したことが委員会に分かるような通知などの仕組みが必要となるのではないかと。
- 場合によっては、行政機関等が提供した匿名加工情報が不適正に流出した場合など、行政機関等が委員会に対して事業者に対して適切な権限行使を促す（求める）ケースもあり得るのではないかと（なお、基本法改正案 45 条参照）。
- なお、委員会への情報集約等のための、行政機関等が提供した匿名加工情報のトレーサビリティの確保をどのように考えるかについて、研究会では次のような意見が述べられた。
  - i) 行政機関等の場合、情報の提供先を秘密にしたいといったビジネス的な動機が無いため、民間部門よりも仕組みを採りやすいのではないかと。
  - ii) 透明性の確保や国民の理解の深化のためには、トレーサビリティは重要ではないかと。
  - iii) 非・個人情報であり個人の権利利益の支障とならない匿名加工情報の提供先をフォローする意味は何か。また、提供先の公表は、匿名加工情報の自由な流通や利活用の阻害となることも考えられるのではないかと。
  - iv) 自由な流通を認める場合、契約上で提供先を限定するかどうかはともかくとして、提供先をフォローすることに意味は無いのではないかと。また、官民の匿名加工情報を合わせて利用することを考えると、民間部門の匿名加工情報には提供先をフォローする仕組みは無いところ、両者で取扱いが異なることについてどう考えるか。

### （提供先への要請）

- 匿名加工情報の作成者としての行政機関等が、提供先の事業者に対して、安全管理等のどのような措置を求めることが考えられるか。匿名加工情報の提供を偶々受けたり別の方法により取得したりした個人に対しても、直接安全管理措置等を要請する必要があるが、その場合はどのような働きかけを行うことが適当か。
- このような適切な措置を求める手段については、民間部門と同様に努力義務で足りると考えるのか（新個人情報保護法 39 条）。それとも行政機関等は、匿名加工情報の提供を受ける者に対して適切な管理のための必要な措置を講ずるよう求める規定を置くことが適切か（行個法 9 条、独個法 10 条参照）。

## ○公的部門に特有な事情と必要となる機能

### （公的部門の特性を踏まえた指導、助言等）

- 公的部門においては、i) 行個法・独個法の目的（p2 参照）から、匿名加工情報の提供は行政事務の遂行に資する範囲で行うこととなり、また、ii) 行政機関の長等の裁量により行政の適正かつ円滑な運営に支障の生じない情報を提供するという性質があるため、以下のような公的部門に特有な機能（指導、助言等）が必要となるのではないかと。

- 民間部門とは異なり、行政機関等には、保有する個人情報に本来の目的以外の目的のために加工し、第三者に提供して対価を得るといった一般的な動機やそのような行動をとる合理性が無いと考えられる。このため、データの利活用を促進する観点からは、必ずしも法律上ではなくとも、行政機関等に提供を促していくような運用上の施策を別途行うことが必要になるのではないか。
- 各行政機関等が、個人情報の本来の利用目的たる事務事業の適正な遂行に支障の生じるおそれがある場合には提供しないなど、行個法・独個法やガイドラインを遵守しているか。

## ○公的部門の匿名加工情報の加工に係る業務

### (加工業務の機能の整備の必要性)

- ・行政機関等には、個人情報に本来の目的以外の目的のために加工し、第三者に提供するという一般的な動機や合理性が無いこと、また、小規模の行政機関等も少なくないことを踏まえると、行政機関等にとって安心して匿名加工を委託できる機能を確保しておくことは、データの利活用を促進する観点から重要となるのではないか。それにより、個人情報の取扱い等に関して国民の信頼を得ながら、その利活用を推進することが考えられることとなり、公的部門の匿名加工情報の制度の安定的な運用にも資することになるのではないか。